

## 須磨区・垂水区にお住まいの皆さまへ

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から)

令和元年分の確定申告期限・納付期限が、

# 令和2年4月16日(木)

まで延長されました。

対象税目 — [ 所得税及び復興特別所得税・贈与税  
消費税及び地方消費税(個人事業者) ]

申告書作成会場に出向くことなく、ご自宅等から  
**スマホ**や**パソコン**などでインターネットにより  
申告(e-Tax)していただくことが可能です。

### 申告書作成会場について

令和2年3月17日(火)～令和2年4月16日(木)  
の期間は、須磨税務署に開設します。

- ※ 相談受付時間は、9時から16時までです。
- ※ 混雑状況により早めに受付時間を終了する場合があります。
- ※ 土・日・祝日は開設していません。
- ※ 会場開設期間中は、須磨税務署の駐車場は、障がいのある方のためのスペースだけを設けていますので、**一般の方は駐車場をご利用できません。**
- ※ 税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

新長田合同庁舎の申告書作成会場は、令和2年3月16日(月)  
をもって終了しました。

 須磨税務署